

グループホーム ダーラナ やの・くにくさ 利用料金一覧 (1割負担)

基本料金

	介護保険の給付対象となるサービス				介護保険の給付対象とならないサービス			月額合計 (30日計算)
	介護サービス費(月額)				部屋代 (月額)	食材料費 (月額)	共益費 (月額)	
要介護度	基本費用	医療連携 体制加算(I)	サービス提供体制 強化加算(I)	認知症専門ケ ア加算(I)				
要介護 1	786円	41円	23円	4円	57,000円	39,000円	14,000円	135,620円
要介護 2	823円							136,730円
要介護 3	848円							137,480円
要介護 4	865円				入居一時金・敷 金は不要です	おやつ代 を含みます	水道光熱費	137,990円
要介護 5	882円				138,500円			

加算料金

加算項目	月額	月額(30日計算)	加算の内容
初期加算	32円	960円	入居された日から30日間加算料金をいただきます
入院時費用	257円	1,542円	退院後の受け入れ態勢を整えるための加算です(月に6日限度)
口腔衛生管理体制加算	32円	32円	歯科医師等の指導等に基づくケアを行った場合に加算されます
口腔・栄養スクリーニング加算	21円	21円	栄養状態を確認し担当者で共有した場合に加算されます(6月に1回)
退居時相談援助加算		418円	退居後の相談援助を行うなどした場合に加算されます
若年性認知症受入加算	126円	3,780円	若年性認知症を患われている利用者に加算されます
栄養管理体制加算	32円	32円	管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりをすすめるために加算されます
科学的介護推進体制加算	42円	42円	PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進するために加算されます
介護職員処遇改善加算 I		11.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。
介護職員等特定処遇改善加算		3.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。
看取り介護加算	76円	(死亡日以前 31~45日)	利用者・家族の同意の下、 看取り介護を行なった場合加算されます。
	151円	(死亡日以前 4~30日)	
	711円	(死亡日前日及び前々日)	
	1,338円	(死亡日)	

※ その他、日常生活において通常必要となる費用で負担していただく事が適当であると認められる費用については実費負担いただきます。

令和3年4月1日現在

グループホーム ダーラナ やの・くにくさ 利用料金一覧 (2割負担)

基本料金

要介護度	介護保険の給付対象となるサービス				介護保険の給付対象とならないサービス			月額合計 (30日計算)
	基本費用	医療連携 体制加算(I)	サービス提供体制 強化加算(I)	認知症専門ケ ア加算(I)	部屋代 (月額)	食材料費 (月額)	共益費 (月額)	
要介護 1	1,572円	82円	46円	7円	57,000円	39,000円	14,000円	161,210円
要介護 2	1,645円							163,400円
要介護 3	1,695円							164,900円
要介護 4	1,729円				入居一時金・敷 金は不要です	おやつ代 を含みます	水道光熱費	165,920円
要介護 5	1,764円				166,970円			

加算料金

加算項目	日額	月額(30日計算)	加算の内容
初期加算	63円	1,890円	入居された日から30日間加算料金をいただきます
入院時費用	514円	3,084円	退院後の受け入れ態勢を整えるための加算です(月に6日限度)
口腔衛生管理体制加算	63円	63円	歯科医師等の指導等に基づくケアを行った場合に加算されます
口腔・栄養スクリーニング加算	42円	42円	栄養状態を確認し担当者と文書で共有した場合に加算されます(6月に1回)
退居時相談援助加算		836円	退居後の相談援助を行うなどした場合に加算されます
若年性認知症受入加算	251円	7,530円	若年性認知症を患われている利用者に加算されます
栄養管理体制加算	63円	63円	管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりをすすめるために加算されます
科学的介護推進体制加算	84円	84円	PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進するために加算されます
介護職員処遇改善加算 I		11.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。
介護職員等特定処遇改善加算 I		3.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。
看取り介護加算		151円 (死亡日以前 31~45日)	利用者・家族の同意の下、 看取り介護を行なった場合加算されます。
		301円 (死亡日以前 4~30日)	
		1,422円 (死亡日前日及び前々日)	
		2,676円 (死亡日)	

※ その他、日常生活において通常必要となる費用で負担していただく事が適当であると認められる費用については実費負担いただきます。

令和3年4月1日現在

グループホーム ダーラナ やの・くにくさ 利用料金一覧 (3割負担)

基本料金

	介護保険の給付対象となるサービス				介護保険の給付対象とならないサービス			月額合計 (30日計算)
	介護サービス費(月額)				部屋代 (月額)	食材料費 (月額)	共益費 (月額)	
要介護度	基本費用	医療連携 体制加算(I)	サービス提供体 制強化加算I	認知症専門 ケア加算I				
要介護 1	2,358円	123円	69円	10円	57,000円	39,000円	14,000円	186,800円
要介護 2	2,468円							190,100円
要介護 3	2,543円							192,350円
要介護 4	2,593円				193,850円			
要介護 5	2,646円				195,440円			
					入居一時金・敷 金は不要です	おやつ代 を含みます	水道光熱費	

加算料金

加算項目	日額	月額(30日計算)	加算の内容
初期加算	94円	2,820円	入居された日から30日間加算料金をいただきます
入院時費用	771円	4,626円	退院後の受け入れ態勢を整えるための加算です(月に6日限度)
口腔衛生管理体制加算	94円	94円	歯科医師等の指導等に基づくケアを行った場合に加算されます
口腔・栄養スクリーニング加算	63円	63円	栄養状態を確認し担当者と文書で共有した場合に加算されます(月に1回)
退居時相談援助加算		1,254円	退居後の相談援助を行うなどした場合に加算されます
若年性認知症受入加算	377円	11,310円	若年性認知症を患われている利用者に加算されます
栄養管理体制加算	94円	94円	管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりをすすめるために加算されます
科学的介護推進体制加算	126円	126円	PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進するために加算されます
介護職員処遇改善加算 I		11.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。
介護職員等特定処遇改善加算 I		3.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。
看取り介護加算	226円	(死亡日以前 31~45日)	利用者・家族の同意の下、 看取り介護を行なった場合加算されます。
	452円	(死亡日以前 4~30日)	
	2,132円	(死亡日前日及び前々日)	
	4,013円	(死亡日)	

※ その他、日常生活において通常必要となる費用で負担していただく事が適当であると認められる費用については実費負担いただきます。

令和3年4月1日現在

グループホーム ダーラナ やの・くにくさ(介護予防サービス) 利用料金一覧 (1割負担)

基本料金

	介護保険の給付対象となるサービス			介護保険の給付対象とならないサービス			月額合計 (30日計算)
	介護サービス費(日額)			部屋代 (月額)	食材料費 (月額)	共益費 (月額)	
要介護度	基本費用	サービス提供体制強化加算 I	認知症専門ケア加算 I				
要支援 2	782円	23円	4円	57,000円 入居一時金・敷金は不要です	39,000円 おやつ代を含みます	14,000円 水道光熱費	134,270円

加算料金

加算項目	日額	月額(30日計算)	加算の内容
初期加算	32円	960円	入居された日から30日間加算料金をいただきます
入院時費用	257円	1,542円	退院後の受け入れ態勢をと整えるため加算されます
口腔衛生管理体制加算	32円	32円	歯科医師等の指導等に基づくケアを行った場合に加算されます
口腔・栄養スクリーニング加算 I	21円	21円	栄養状態を確認し担当者と文書で共有した場合加算されます
退居時相談援助加算		418円	退居後の相談援助を行うなどした場合に加算されます
若年性認知症利用者受入加算	126円	3,780円	若年性認知症を患われている利用者に加算されます
栄養管理体制加算	32円	32円	管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりをすすめるために加算されます
科学的介護推進体制加算	42円	42円	PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進するために加算されます
介護職員処遇改善加算 I		11.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。
介護職員等特定処遇改善加算 I		3.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。

※ その他、日常生活において通常必要となる費用で負担していただく事が適当であると認められる費用については実費負担いただきます。

令和3年4月1日現在

グループホーム ダーラナ やの・くにくさ(介護予防サービス) 利用料金一覧 (2割負担)

基本料金

	介護保険の給付対象となるサービス			介護保険の給付対象とならないサービス			月額合計 (30日計算)
	介護サービス費(日額)			部屋代 (月額)	食材料費 (月額)	共益費 (月額)	
要介護度	基本費用	サービス提供体制強化加算 I	認知症専門 ケア加算 I				
要支援 2	1,564円	46円	7円	57,000円 入居一時金・敷 金は不要です	39,000円 おやつ代 を含みます	14,000円 水道光熱費	158,510円

加算料金

加算項目	日額	月額(30日計算)	加算の内容
初期加算	63円	1,890円	入居された日から30日間加算料金をいただきます
入院時費用	514円	3,084円	退院後の受け入れ態勢をと整えるため加算されます
口腔衛生管理体制加算	63円	63円	歯科医師等の指導等に基づくケアを行った場合に加算されます
口腔・栄養スクリーニング加算 I	42円	42円	栄養状態を確認し担当者と文書で共有した場合加算されます
退居時相談援助加算		836円	退居後の相談援助を行うなどした場合に加算されます
若年性認知症利用者受入加算	251円	7,530円	若年性認知症を患われている利用者に加算されます
栄養管理体制加算	63円	63円	管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりをすすめるために加算されます
科学的介護推進体制加算	84円	84円	PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進するために加算されます
介護職員処遇改善加算 I		11.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。
介護職員等特定処遇改善加算 I		3.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。

※ その他、日常生活において通常必要となる費用で負担していただく事が適当であると認められる費用については実費負担いただきます。

令和3年4月1日現在

グループホーム ダーラナ やの・くにくさ(介護予防サービス) 利用料金一覧 (3割負担)

基本料金

	介護保険の給付対象となるサービス			介護保険の給付対象とならないサービス			月額合計 (30日計算)
	介護サービス費(日額)			部屋代 (月額)	食材料費 (月額)	共益費 (月額)	
要介護度	基本費用	サービス提供体制強化加算 I	認知症専門 ケア加算 I				
要支援 2	2,345円	69円	10円	57,000円 入居一時金・敷 金は不要です	39,000円 おやつ代 を含みます	14,000円 水道光熱費	182,720円

加算料金

加算項目	日額	月額(30日計算)	加算の内容
初期加算	94円	2,820円	入居された日から30日間加算料金をいただきます
入院時費用	771円	4,626円	退院後の受け入れ態勢をと整えるため加算されます
口腔衛生管理体制加算	94円	94円	歯科医師等の指導等に基づくケアを行った場合に加算されます
口腔・栄養スクリーニング加算 I	63円	63円	栄養状態を確認し担当者と文書で共有した場合加算されます
退居時相談援助加算		1,254円	退居後の相談援助を行うなどした場合に加算されます
若年性認知症利用者受入加算	377円	11,310円	若年性認知症を患われている利用者に加算されます
栄養管理体制加算	94円	94円	管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりをすすめるために加算されます
科学的介護推進体制加算	126円	126円	PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進するために加算されます
介護職員処遇改善加算 I		11.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。
介護職員等特定処遇改善加算 I		3.1%	1月あたりの介護報酬総単位数をもとに算定されます。

※ その他、日常生活において通常必要となる費用で負担していただく事が適当であると認められる費用については実費負担いただきます。

令和3年4月1日現在